

令和2年度

東京湾口航路事務所庁舎等で使用する
電気の需給

仕様書

令和2年2月

国土交通省関東地方整備局
東京湾口航路事務所

1. 概要

本件は、本仕様書により東京湾口航路事務所庁舎、富津公園内（受電、第二海堡で使用）及び鴨居監視所で使用する電気を発注者の需要に応じて供給するものである。

2. 需要場所

- ア) 神奈川県横須賀市新港町13番地
東京湾口航路事務所庁舎
- イ) 千葉県富津市富津2280番地
富津公園内（受電）
- ウ) 神奈川県横須賀市鴨居2丁目358-3
鴨居監視所

3. 業種及び用途

- ア) 東京湾口航路事務所庁舎
業務用電力
- イ) 富津公園内（受電）
業務用電力
- ウ) 鴨居監視所
 - i) 従量電灯C
 - ii) 低圧電力

4. 仕様

(1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、受電回線数及び蓄熱槽の有無

- ア) 東京湾口航路事務所庁舎
 - ① 供給電気方式 : 交流3相3線式
 - ② 供給電圧（標準電圧） : 6,000V
 - ③ 計量電圧（標準電圧） : 6,000V
 - ④ 標準周波数 : 50Hz
 - ⑤ 受電回線数 : 1回線受電
 - ⑥ 蓄熱槽の有無 : 無
- イ) 富津公園内（受電）
 - ① 供給電気方式 : 交流3相3線式
 - ② 供給電圧（標準電圧） : 6,000V
 - ③ 計量電圧（標準電圧） : 6,000V
 - ④ 標準周波数 : 50Hz
 - ⑤ 受電回線数 : 1回線受電
 - ⑥ 蓄熱槽の有無 : 無
- ウ) 鴨居監視所
 - i) 従量電灯C
 - ① 供給電気方式 : 交流単層3線式

- ② 供給電圧（標準電圧） : 100V
- ③ 計量電圧（標準電圧） : 100V
- ④ 標準周波数 : 50Hz
- ⑤ 受電回線数 : 1回線受電
- ⑥ 蓄熱槽の有無 : 無

ii) 低圧電力

- ① 供給電気方式 : 交流3相3線式
- ② 供給電圧（標準電圧） : 200V
- ③ 計量電圧（標準電圧） : 200V
- ④ 標準周波数 : 50Hz
- ⑤ 受電回線数 : 1回線受電
- ⑥ 蓄熱槽の有無 : 無

(2) 契約電力及び予定使用電力量

ア) 東京湾口航路事務所庁舎

- ① 予定契約電力 : 35kW
- ② 予定使用電力量 : 90,393kWh

イ) 富津公園内（受電）

- ① 予定契約電力 : 4kW
- ② 予定使用電力量 : 25,000kWh

ウ) 鴨居監視所

i) 従量電灯C

- ① 予定契約容量 : 10kVA
- ② 予定使用電力量 : 9,476kWh

ii) 低圧電力

- ① 予定契約電力 : 3kW
- ② 予定使用電力量 : 4,744kWh

(3) 使用期間

- 自) 令和2年 5月 1日 0:00
- 至) 令和3年 4月30日 24:00

(4) 電力量等の検針

ア) 東京湾口航路事務所庁舎

- ① 自動検針装置の有無 : 有
- ② 電力会社の検針方法 : 自動検針
- ③ 電力会社の検針方法 : 電力需給用複合計器（通信機能付）

イ) 富津公園内（受電）

- ① 自動検針装置の有無 : 有
- ② 電力会社の検針方法 : 自動検針
- ③ 電力会社の検針方法 : 電力需給用複合計器（通信機能付）

ウ) 鴨居監視所

i) 従量電灯

- ① 自動検針装置の有無 : 無

- ② 電力会社の検針方法 : 自動検針
- ③ 電力会社の検針方法 : 電力需給用複合計器 (通信機能付)
※現在自動検針装置がないため、受注者の責任および負担にて取付、旧計器の取り外し、処分を行うこと。

ii) 低圧電力

- ①自動検針装置の有無 : 有
- ② 電力会社の検針方法 : 自動検針
- ③ 電力会社の検針方法 : 電力需給用複合計器 (通信機能付)

(5) 需給地点

需要場所の構内1号柱柱上に当局が設置した区分開閉器の電源側接続点

- (6) 電気工作物の財産分界点: 需給地点に同じ。
- (7) 保安上の責任分界点: 電気工作物の財産分界点に同じ。

5. その他

- (1) 使用期間中の力率は過去実績より85~100パーセントを目標としている。
- (2) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 原油・LNG (液化天然ガス)・石炭の燃料費が為替レートや価格の変動により上昇あるいは低下した場合、それに応じて電気料金を調整する必要がある際には、調整することとする (燃料費調整)。

なお、すでに決定され、公表されている法律等の施行開始等により供給価格に影響が見込まれる額についても入札価格に含めるものとし、契約後にこれを理由にする変更は行わないこととする。ただし、消費税率及び地方消費税率の引き上げに関しては除く。

- (4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める標準供給条件 (電気需給約款) によるものとし、これによりがたい場合は別途協議とする。

なお、入札価格の算定に当たっては、ア) 東京湾口航路事務所庁舎及びイ) 富津公園 (受電) は力率は100パーセントとし、ウ) 鴨居監視所 ii) 低圧電力は力率は80パーセントとする。また、燃料費調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

- (5) 需要場所の一部には非常用自家発電設備を有している。
 - ア) 東京湾口航路事務所庁舎 20kVA×2基
 - イ) 富津公園内 (受電) 20kVA×2基 (第二海堡側に設置)

(6) 検査

本業務の検査は、1ヶ月毎に行うものとし、当局検査職員の給付完了の確認をもって検査とする。

- (7) 支払い条件

本業務の支払いは、一ヶ月分をとりまとめた受注者の請求により支払うものとし、受注者の適法な請求書を受理した日から起算して 30 日以内に銀行振込により代金を支払う。

前金払 無
精算払 有（各月 1 回以内）

(8) 参考資料

月別予定最大需要電力、月別予定使用電力量、予定契約容量及び予定契約電力については別紙 1, 2 のとおり。

(9) 契約期間内における努力等

- ①受注者は、契約期間においても、本契約に係る入札説明書 4. (4)に掲げる入札適合条件を満たすように電力を供給するよう努めるものとする。
- ②受注者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、上記①の条件を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

なお、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。

- ③受注者は、契約期間中の 30 分単位の電力量データを発注者に提供するよう努めるものとする。

なお、提供が困難な場合は、別途発注者と協議するものとする。

(10) 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。

ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別添一 1）を発注者に提出しなければならない。

(11) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- ① 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

- ②①により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。
- ③ ①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- ④ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

(12) その他、この仕様書に定めのない事項、疑義については、別途受注者と発注者の協議により決定するものとする。

月別予定最大需要電力及び予定使用電力量

ア) 東京湾口航路事務所庁舎

月別予定最大需要電力		月別予定使用電力量	
月	最大需要電力(kw)	月	予定使用電力量(kwh)
4月(その他季)	28	4月(その他季)	7,332
5月(その他季)	19	5月(その他季)	5,886
6月(その他季)	25	6月(その他季)	7,173
7月(夏季)	28	7月(夏季)	7,356
8月(夏季)	29	8月(夏季)	9,019
9月(夏季)	29	9月(夏季)	8,320
10月(その他季)	23	10月(その他季)	7,356
11月(その他季)	17	11月(その他季)	6,230
12月(その他季)	28	12月(その他季)	7,416
1月(その他季)	33	1月(その他季)	7,630
2月(その他季)	35	2月(その他季)	9,120
3月(その他季)	29	3月(その他季)	7,555
予定契約電力	35	合計(4月～3月): 予定 使用電力量	90,393

イ) 富津公園内(受電)

月別予定最大需要電力		月別予定使用電力量	
月	最大需要電力(kw)	月	予定使用電力量(kwh)
4月(その他季)	3	4月(その他季)	2,088
5月(その他季)	3	5月(その他季)	2,042
6月(その他季)	4	6月(その他季)	2,172
7月(夏季)	3	7月(夏季)	2,059
8月(夏季)	4	8月(夏季)	2,360
9月(夏季)	4	9月(夏季)	2,087
10月(その他季)	4	10月(その他季)	2,038
11月(その他季)	3	11月(その他季)	1,845
12月(その他季)	3	12月(その他季)	1,778
1月(その他季)	3	1月(その他季)	1,891
2月(その他季)	4	2月(その他季)	2,754
3月(その他季)	4	3月(その他季)	1,886
予定契約電力	4	合計(4月～3月): 予定 使用電力量	25,000

月別予定最大需要電力及び予定使用電力量

(ウ)鴨居監視所 i)従量電灯C

予定契約容量		月別予定使用電力量	
月	予定契約容量(kVA)	月	予定使用電力量(kwh)
4月(その他季)	10	4月(その他季)	777
5月(その他季)	10	5月(その他季)	861
6月(その他季)	10	6月(その他季)	821
7月(夏季)	10	7月(夏季)	797
8月(夏季)	10	8月(夏季)	919
9月(夏季)	10	9月(夏季)	775
10月(その他季)	10	10月(その他季)	732
11月(その他季)	10	11月(その他季)	716
12月(その他季)	10	12月(その他季)	650
1月(その他季)	10	1月(その他季)	723
2月(その他季)	10	2月(その他季)	837
3月(その他季)	10	3月(その他季)	868
予定契約容量	10	合計(4月～3月):予定 使用電力量	9,476

(ウ)鴨居監視所 ii)低圧電力

予定契約電力		月別予定使用電力量	
月	予定契約電力(kw)	月	予定使用電力量(kwh)
4月(その他季)	3	4月(その他季)	184
5月(その他季)	3	5月(その他季)	269
6月(その他季)	3	6月(その他季)	379
7月(夏季)	3	7月(夏季)	436
8月(夏季)	3	8月(夏季)	1,361
9月(夏季)	3	9月(夏季)	795
10月(その他季)	3	10月(その他季)	447
11月(その他季)	3	11月(その他季)	179
12月(その他季)	3	12月(その他季)	147
1月(その他季)	3	1月(その他季)	179
2月(その他季)	3	2月(その他季)	181
3月(その他季)	3	3月(その他季)	187
予定契約電力	3	合計(4月～3月):予定 使用電力量	4,744